

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

VIII ILO

3 総会と主要な会議

1 第六五回国際労働総会

総会の概要

第六五回国際労働総会は、一九七九年六月六日から二七日までジュネーブのパレデナシオンにおいて開かれ、一三二カ国からの政府、使用者、労働者の代表・顧問一七〇〇人が出席した。日本からは、ビジティング・ミニスターとしての瓦労働政務次官ほか四二人の三者構成代表団が審議に参加した。総会の議題はつぎの八つであった。(1)理事会・事務局長の報告、(2)財政予算、(3)条約勧告適用、(4)港湾労働条約改正、(5)路面運送、(6)中高年齢労働者、(7)世界雇用会議のフォローアップ、(8)ILOの機構。

総会はこれらの議題を審議した結果、港湾労働、路面運送のそれぞれに関する条約と勧告、世界雇用会議に関する決議などを採択したほか、一九八〇—八一年度事業計画・予算(約二億〇四〇〇万ドル)を承認した。

総会議長にはインドのバルマ労相、副議長にはルーマニアのイリエスク氏(政府)、ニジェールのジョルジュ氏(使用者)、西ドイツのムーア氏(労働者)が選出された。バルマ議長は、議長就任のあいさつのなかで、ILOの過去六〇年間の業績をたたえ、三者構成主義の堅持を訴え、ILO基準を第三世界のILO加盟国にとっても関連性の多いものにすべきだ、と強調した。また従来の開発戦略が失業および貧困の問題とかみ合っていないことを指摘し、第六五回ILO総会がこの問題に大いに注目するよう呼びかけた。バルマ議長はさらに、ILOの普遍性に生じたギャップが、米国のILO復帰によって間もなく埋められるよう、希望を表明した。

日本の政労使三者の代表は、それぞれの立場から問題点を指摘し、ILOにたいする提言をおこなった。まず、ビジティング・ミニスターとして出席した瓦労働政務次官は、技術協力活動は各国の真のニーズに応じたものとし、自助努力のあらわれである途上国間技術協力(TCDC)の意義の重要性に注目すべきだとした。またILOの国際労働基準は、途上国をふくめできるだけ多くの加盟国で適用できるようにするため、弾力的なものとする方向で努力すべきであるとする考えを明らかにした。瓦氏はさらに、ILOは三者構成主義を保ちながら、政治問題の持ちこまれないよう関係者の配慮を求めた。

ついで使用者代表の吉野衡氏は、失業とインフレを最重要課題として、ILOは三者構成の特色を生かしながら解決に努力すべきことを強調した。また米国の早期復帰を呼びかけるとともに、「還暦」という言葉を引用して、六〇周年を迎えたILOを祝福し、ILOは若者の新鮮さと活力をもって新たな一歩をふみだすべきだと述べた。

労働者代表の田中良一氏は、日本のILO条約批准の少ないことを遺憾とし、ILOが条約・勧告の適用に関する調査を活発におこなうことに賛意を表した。また中高年齢労働者の労働と引退の問題の重要性に言及し、この問題に関する条約と勧告の採択を期待した。

ブランシャール事務局長は、これらの代表演説に答えて回答演説をおこない、ILOの普遍性を回復するためにも米国の早期復帰が望ましいと訴え、より大きな正義と自由を求める人類の願望にILOが対応できるようになるべきだと結んだ。

新しい二条約・二勧告

総会は、港湾労働の安全衛生、路面運送の労働時間、のそれぞれに関する条約および勧告を採択した。港湾労働条約(第一五二号)、賛成三八七、反対〇、棄権三、同勧告(第一六〇号)は、賛成三七七、反対〇、棄権四で採択され、日本代表は政労使三者とも条約、勧告の両方に賛成した。

港湾労働条約は、戦後に安全衛生の分野で採択されたILO条約のなかで最も長文のものであり、棧橋設備(表面、通路、コンテナ・ターミナル、電気設備、消防設備、救急設備など)、船舶内設備その他について詳細に規定するとともに、荷揚、荷卸設備に関する国際的効力をもった検査証明書制度、検査方法、危険有害貨物の包装、表示、ラベル、保管、労使代表で構成する安全委員会、教育訓練などについて五一条にわけて規定する。勧告はこれらの条約の規定をさらに詳細に述べている。

路面運送条約(第一五三号)は、賛成二七六、反対五九、棄権四三、同勧告(第一六一号)は、賛成二八二、反対五七、棄権二六で採択された。日本の三者代表は、両方とも政府と労働者が賛成、使用者が反対であった。路面運送条約は、現在世界で五五〇〇万人と推定されている路面運送労働者(運転手)を対象として、総運転時間を一日九時間、一週四八時間(時間外労働をふくむ)に制限、二四時間中に最低連続一〇時間の休息期間を規定する。勧告は、運転手のほか、助手、車掌、添乗者などにも適用され、一日八時間、一週四〇時間制の導入、週ごとの最低休息期間を連続二四時間、一日ごとの最低休息期間は二四時間につき連続一時間とすることなどを定めている。これらの条約・勧告の実質的規定はつぎのとおり。

【港湾労働における職業上の安全および衛生に関する条約(前文略)】

第一部 適用範囲・定義

第一条

本条約の適用上「港湾労働」とは、荷積みまたは荷卸しを行う船舶の作業の全部または一部およびこれに付随する作業をいう。当該作業の定義は、国内法令または国内慣行により定められる。関係労使団体は、本定義の制定または改正に際し、協議にあずかり、またはその他の方法で参加するものとする。

第二条

1 加盟国は、以下の条件で、交通が不定期であり、かつ、小型船舶に限定される場所における港湾労働に関して、また、漁船あるいは特定の種類のものに関連する港湾労働に関して、本条約の規定の適用除外または例外を認めることができる。

- a 安全な作業条件が維持されること。
- b 権限のある機関が、関係労使団体と協議の後、あらゆる状況において、かかる適用除外または例外の存在が合理的であると認めること。

2 本条約第三部の特定の要請は、権限のある機関が関係労使団体と協議の後、そ

の変更が類似の利益をもたらし、かつ、与えられた保護が全体として本条約の規定の完全な適用から生ずるものに劣らないものと認める場合には、これを変更することができる。

3 本条1項においてなされた適用除外または例外、および本条2項に基づいてなされた重要な変更は、その理由とともに、国際労働機関憲章第二二条に従って提出する本条約に関する報告の中で示すものとする。

第三条

本条約の適用上、

a 「労働者」とは、港湾労働に従事する者をいう。

b 「権限のある者」とは、一つまたはそれ以上の特定の業務の遂行上要請される知識および経験を有し、かつ、権限のある機関によってかかる知識および経験を有するものとして受け入れられる者をいう。

c 「責任ある者」とは、一つまたはそれ以上の特定の業務の遂行に責任を有する者として、場合に応じ、使用者、船長、または用具の所有者により指名された者で、当該義務の適正な遂行のために十分な知識および経験ならびに必要な権限を有する者をいう。

d 「権限を与えられた者」とは、使用者、船長または一つあるいはそれ以上の特定の作業を行うにつき責任ある者により権限を与えられた者で、必要な専門知識および経験を有する者をいう。

e 「荷揚用機械」とは、荷を吊り、揚げ、もしくは卸すために、または荷を吊り、もしくは支えながらある地点から他の地点へ動かすために、陸上または船上で使用される動力作動のタラップを含むすべての固定式または移動式荷役用機械をいう。

f 「遊動用具」とは、荷がそれによって荷揚用機械に取り付けられる用具であって、機械または荷の不可欠の部分形成しない用具をいう。

g 「通行」とは、退出を含む。

h 「船舶」とは、軍艦以外の、ホーバークラフトを含むすべての船舶、舟艇の種類をいう。

第二部 一般規定

第四条

1 国内法令は、港湾労働に関して、本条約第三部に従い、以下の措置がとられるよう規定するものとする。

a 安全で健康障害の危険のない作業場、装備および作業方法を提供し、かつ保全すること。

b 作業場への通行の安全な手段を提供し、かつ保全すること。

c その雇用から、または雇用期間中に生ずる災害または健康障害の危険からの労働者の保護を確保するために必要な情報、訓練および監督を提供すること。

d 災害または健康障害の危険からの適切な保護が、他の手段により提供されえない場合には、合理的に要求される個人用保護具および保護衣ならびに救命具を労働者に提供すること。

e 適切かつ十分な応急手当および救助施設を提供し、かつ保全すること。

- f 起りうる緊急事態に対処するための適切な手続を開発し、かつ設定すること。
- 2 本条約の実施につきとられるべき措置には以下のことを含むものとする。
 - a 港湾の建造物および港湾労働が行われる他の場所の建設、設備および保守に関する一般的要件。
 - b 火災および爆発の予防および防護。
 - c 船舶、船艙、足場、設備および荷揚用機械への通行のための安全な手段。
 - d 労働者の輸送。
 - e ハッチの開閉、艙口の防護および船艙内での作業。
 - f 荷揚用機械およびその他荷役用機械の建造、保全および使用。
 - g 足場の建設、保全および使用。
 - h 船舶のデリックの装着および使用。
 - i 適当な場合には、荷揚用機械、鎖および綱を含む遊動用具ならびに荷の不可欠の部分
を形成するスリングおよびその他の荷揚装置の試験、検査、点検および証明。
 - j 種々の形態の積荷の取扱い。
 - k 物品の推積および貯蔵。
 - l 作業環境における危険物質およびその他の危害。
 - m 個人用保護具および保護衣。
 - n 衛生および洗濯設備ならびに福利施設。
 - o 医療管理。
 - p 応急手当および救助施設。
 - q 安全および衛生組織。
 - r 労働者の訓練。
 - s 職業上の災害および疾病の届出および調査。

3 本条1項に従って定められた要件の実際の実施は、権限のある機関により認められた技術的基準もしくは実施規定により、または国内慣行および国内事情に適合するその他の適当な手段により、確保され、または援助されるものとする。

(以下、第五条、第六条、第七条、第三部技術的措置、第四部実施、第五部最終規定、省略)

【路面運送における労働時間および休息期間に関する条約(前文略)】

第一条

1 本条約は、第三者のための運送に従事する企業または自己のために貨物もしくは乗客を運送する企業のいずれで働くかを問わず、貨物または乗客の路面による国内的または国際的運送に職業として従事する車両に乗務する賃金稼得運転者の労働に適用する。

2 別段の定めがある場合を除き、彼らが運転者として働いている時は、本条約は職業として路面運送に従事する車両の所有者および賃金のために雇用されないその家族にも適用する。

第二条

1 各国における権限のある機関は、次に使用される車両を運転する者を、本条約の規定の全部または一部の適用から除外することができる。

a 特殊な技術的作業条件および地元の条件を勘案したうえで、都市運送または一部の種類の都市運送。

b 運送が、地元の農業または林業活動に供されるトラクターまたはその他の車両で行われ、かつ、もっぱら当該企業の事業のために行われる場合に限り、当該農業的または林業的企業による運送。

c 病人および負傷者の運送、救出または救助活動のための運送ならびに消防業務のための運送。

d 国防および警察業務のための運送ならびに第三者のための運送に従事する企業が実施する運送と競合しない場合に限り、その他の公的機関の不可欠の業務のための運送。

e タクシーによる運送、または、

f 使用される車両の種類、車両の乗客もしくは貨物の積載能力、その限られた行程またはその法定最高速度からみて、運転時間および休息期間に関する特別の規制を要しないと考えることができる運送。

2 各国における権限のある機関は、本条1項の規定に従い、本条約の規定の全部または一部から適用を除外された運転者の運転時間および休息期間に関する適切な基準を設定するものとする。

第三条

代表的な関係労使団体は、本条約の規定でカバーされる事項に関する決定が行われる前に、各国における権限のある機関によって協議を受けるものとする。

第四条

1 本条約の適用上、「労働時間」とは、賃金稼得運転者が次のことに使用した時間をいう。

- a 車両の走行中の運転およびその他の作業、および、
- b 車両、乗客または貨物に関連して行われた補助作業。

2 運転者が、車両もしくは作業場における手待時間または待機時間で、彼らが自由に使用できない時間は、各国において権限のある機関は、団体協約あるいは国内慣行に合致するその他の手段によって規定される範囲内で、労働時間と見なすことができる。

第五条

- 1 運転者は、休憩なしに四時間をこえて連続運転することを許されてはならない。
- 2 各国において権限のある機関は、特別な国内事情を考慮に入れて、一時間をこえない範囲で、本条1項に規定する期間をこえることを許可することができる。
- 3 本条に規定する休憩の長さおよび適当な場合には休憩が分配される方法は、各国における権限のある機関によって決定される。

4 各国における権限のある機関は、運転者が時間表に定められる中断時間により、または作業の中断的性質により、十分な休憩を有するために、本条の規定が適用されない場合を明記することができる。

第六条

1 時間外労働を含め、総運転時間の最長限は、一日につき九時間および一週につき四八時間をこえてはならない。(以下略)

軍縮決議

総会は世界雇用会議(一九七六年・ジュネーブ)のフォローアップに関する長文の決議を採択したが、そのなかでとくに軍縮問題にふれてつぎのように述べた。ILO総会の決議が軍縮問題を取りあげたのは久しぶりのことである。

【軍縮】

総会は、ILO理事会に対し、国連およびその他の権限ある機関と協力して、生産的雇用の促進および労働者の生活水準の向上のために、および早期の理事会に報告するため、将来の軍縮措置の観点から以下の調査活動を実施し、協議会およびセミナーを開催する可能性を検討することを事務局長が指示するよう要請する。

- a 再訓練および配置等の措置を通じて、関係産業における雇用のレベルを維持および増大すると同時に、軍事生産を平和目的に再改造する方法および手段
- b 軍縮の社会的および経済的側面

c 軍縮措置によって自由になる資源の効率的利用

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
